



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正の一部改正 (七九九・分権改革推進室)	1
道路区域の変更(八〇〇～八〇九・道路課)	3
道路区域の変更及び供用開始(八一〇～八一四・道路課)	7
都市計画事業の認可(八一五・由利地域振興局建設部)	10
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(税務課)	10
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	10
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	11
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	11
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	11
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一六八)	12

## 告示

秋田県告示第七百九十九号  
 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(平成十七年秋  
 田県告示第六百八十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十七日から  
 施行する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

第一号の表条例別表第十三に定める事務の項の改正規定中同項を次のように改め  
 る。

条例別表第十三に定める事務

市(秋田市、横 手市、にかほ市 及び仙北市を除 く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ 市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第二十に定める事務の項から条例別表第三十二に定める事務の  
 項までの改正規定中同項を次のように改める。

条例別表第三十二に定める事務

市町村(秋田市、 横手市、にかほ 市及び仙北市を 除く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ 市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第五十二に定める事務の項及び条例別表第五十三に定める事務  
 の項の改正規定中「及び条例別表第五十三に定める事務の項」を「から条例別表第五  
 十四に定める事務の項まで」に改め、同改正規定中同項に係る部分を次のように改め  
 る。

条例別表第五十三に定める事務

市町村(横手市、 にかほ市及び仙 北市を除く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ 市	平成十七年十月一日

条例別表第五十四に定める事務	
男鹿市、由利本 荘市、八森町、 八郎潟町	平成十七年四月一日
にかほ市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十三に定める事務の項及び条例別表第六十四に定める事務の項の改正規定中これらの項を次のように改める。

条例別表第六十三に定める事務	
市町村(横手市、 にかほ市及び仙 北市を除く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ 市	平成十七年十月一日
条例別表第六十四に定める事務	
市(秋田市、横 手市、にかほ市 及び仙北市を除 く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ 市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十五第二号に定める事務の項の改正規定中同項を次のように改める。

市(秋田市、横 手市、にかほ市 及び仙北市を除	平成十七年四月一日
-------------------------------	-----------

条例別表第六十五第二号に定める事務	
市	平成十七年十月一日
横手市、にかほ 市	平成十七年九月二十日
仙北市	平成十七年九月二十日
市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第六十八に定める事務の項の改正規定中同項を次のように改める。

条例別表第六十八に定める事務	
市(秋田市、横 手市、にかほ市 及び仙北市を除 く。)	平成十七年四月一日
仙北市	平成十七年九月二十日
横手市、にかほ 市	平成十七年十月一日

第一号の表条例別表第七十二に定める事務の項の改正規定中「横手市」の下に「、にかほ市」を加える。  
第二号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二号に定める事務の項の改正規定中これらの項を次のように改める。

条例別表第八十五第一号に定める事務	
市	平成十七年十月一日
横手市、にかほ 市	平成十七年九月二十日
仙北市	平成十七年九月二十日
市町村(横手市、 にかほ市及び仙 北市を除く。)	平成十七年四月一日
市町村(秋田市、	

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)
	新	旧						
	新	旧	二百八十二号	鹿角郡小坂町小坂字余路米下九番二地先から字小又二〇番地先まで		一一・五〇～一九・〇〇	〇・二四五	
			二百八十二号			一一・五〇～二八・〇〇	〇・二四五	

条例別表第八十五第二号に定める事務 横手市、大館市、 にかほ市及び仙 北市を除く。 )			平成十七年四月一日
横手市、 にかほ 市	仙北市		平成十七年九月二十日
横手市、 にかほ 市			平成十七年十月一日

第二号の表条例別表第八十五第四号に定める事務の項の改正規定中同項を次のように改める。

条例別表第八十五第四号に定める 事務 市町村(秋田市、 横手市、にかほ 市及び仙北市を 除く。 )			平成十七年四月一日
横手市、 にかほ 市	仙北市		平成十七年九月二十日
横手市、 にかほ 市			平成十七年十月一日

第二号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二十七号に定める事務の項の改正規定中これらの項を次のように改める。

市町村(秋田市、	
----------	--

条例別表第八十五第二十六号に定 める事務 能代市、横手市、 鹿角市、にかほ 市及び仙北市を 除く。 )			平成十七年四月一日
横手市、 にかほ 市	仙北市		平成十七年九月二十日
横手市、 にかほ 市			平成十七年十月一日

条例別表第八十五第二十七号に定  
 める事務

横手市、 にかほ 市	仙北市		平成十七年八月一日
横手市、 にかほ 市			平成十七年九月二十日
横手市、 にかほ 市			平成十七年十月一日

秋田県告示第八百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十五号	南秋田郡五城目町大川谷地字稲葉谷地一八番三地先から南秋田郡五城目町大川西野字堤ノ内一五六番三地先まで	〃	二四・六〇〃四六・二〇	〇・一一三
	新	旧	二百八十五号	〃	〃	二〇・二〇〃四六・二〇	〇・一一三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	秋田雄和本荘線	秋田市雄和芝野新田字辛谷地二五番三地先から秋田市雄和芝野新田字辛谷地二三番七地先まで	〃	二九・八〇〃四〇・八〇	〇・〇六三
	新	旧	秋田雄和本荘線	〃	〃	二七・〇〇〃四〇・八〇	〇・〇六三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百三三号

一 道路の区域

道 路 の 種 類	道 道		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	秋田岩見船岡線	秋田市太平八田字荒巻一六〇番一〇番二地先から秋田市太平八田字荒巻一六〇番三二地先まで		一六・〇〇〇～二一・〇〇〇	〇・〇三三
	秋田岩見船岡線	"		一六・〇〇〇～二一・〇〇〇	〇・〇三三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百四号

一 道路の区域

道 路 の 種 類	道 道		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字大堤下一一五番二地先から秋田市河辺戸島字大堤下四九番一地先まで		四三・二〇〇～四四・〇〇〇	〇・〇九三
	秋田御所野雄和線	"		三六・〇〇〇～四四・〇〇〇	〇・〇九三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百五号

一 道路の区域

道 路 の 種 類	道 道		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	新			
	秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字上野一六〇番八地先から秋田市河辺戸島字上野一三二番二地先まで		一七・〇〇〇～二九・二〇〇	〇・〇八〇

県道	新	秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字上野一六〇番八地先から秋田市河辺戸島字上野一三二番二地先まで	一四・四〇〇～二八・四〇〇	〇・〇八〇
----	---	----------	--	---------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百六号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	秋田北野田線	秋田市河辺松淵字小川原五二番一地先まで		
新	旧	秋田北野田線	"	"	二二・九〇〇～五三・〇〇〇	〇・〇五六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年九月二十七日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八百七号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	本荘西仙北角館線	大仙市大沢郷寺字野田家越七三番四地先から二八番一〇地先まで		
新	旧	本荘西仙北角館線	大仙市大沢郷寺字野田家越七三番四地先から二八番八地先まで	"	一一・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・一〇三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

秋田県告示第八百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	大仙市角間川町字愛宕四二番五地先から字二本杉二八番一地先まで			八・〇〇〇～一三・四〇〇	〇・二二六
	湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	大仙市角間川町字愛宕四三番六地先から字二本杉二八番一地先まで			一〇・〇〇〇～二七・四〇〇	〇・二二九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百九号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	大曲大森羽後線	大曲大森羽後線	大仙市内小友字上中田五三八番一〇地先内			一一・六〇〇～二三・〇〇〇	〇・〇五九
	大曲大森羽後線	大曲大森羽後線	〃			一一・六〇〇～一八・〇〇〇	〇・〇五七

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百十号





県道	新	古井内大久保停車場線	一六・四〇〇～二六・八〇〇	〇・〇三八
----	---	------------	---------------	-------

二 供用開始の期日 平成十七年九月二十九日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路課  
 (二)(一) 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで  
 秋田県告示第八百十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年九月二十七日  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
川添下浜停車場線			川添下浜停車場線	秋田市雄和下黒瀬字湯野目二九二番一地先から秋田市雄和下黒瀬字湯野目一七地先まで	"	一〇・六〇〇～二〇・六〇〇	〇・一四四
川添下浜停車場線			川添下浜停車場線	"	"	八・〇〇〇～二〇・六〇〇	〇・一四四

二 供用開始の期日 平成十七年九月二十九日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路課  
 (二)(一) 期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで  
 秋田県告示第八百十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十七年九月二十七日  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
秋田河辺雄和自転車道			秋田河辺雄和自転車道	秋田市河辺戸島字沖田表五九番一地先から秋田市河辺戸島字井戸尻台五番一七地先まで		五・八〇〇～一八・二二〇	〇・〇九六
秋田河辺雄和自転車道			秋田河辺雄和自転車道	秋田市河辺戸島字沖田表五九番三三番一地先から秋田市河辺戸島字井戸尻台五番一七地先まで		七・〇〇〇～一四・四〇〇	〇・〇五七
秋田河辺雄和自転車道			秋田河辺雄和自転車道	秋田市河辺戸島字沖田表五九番一地先から秋田市河辺戸島字井戸尻台五番一七地先まで		三・八〇〇～一九・〇〇〇	〇・〇九六

県道		新	旧				
秋田河辺雄和自転車道	秋田河辺雄和自転車道	秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番一地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで	<table border="1"> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> <tr> <td>秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番三地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで</td> <td>秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番一地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで</td> </tr> </table>	A	B	秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番三地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで	秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番一地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで
A	B						
秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番三地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで	秋田市河辺戸鳥字沖田表五九番一地从先から秋田市河辺戸鳥字井戸尻台五番一七地先まで						
		三・八〇〇一・九・〇〇〇	七・〇〇〇一・四・四・〇〇〇				
		〇・一一九	〇・〇五七				
			〇・〇九六				

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成十七年九月二十七日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年九月二十七日から同年十月十一日まで

秋田県告示第八百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

由利本荘市

二 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画道路事業三・四・二十号停車場東口線三・四・二十一号梵天線

三 事業施行期間

平成十七年九月二十七日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

秋田県由利本荘市東梵天地内

(二) 使用の部分

なし

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定により、公示する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

秋田県地方税電子申告システム導入業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

総務企画部税務課 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年九月十二日

四 落札者の名称及び住所

日立キャピタル株式会社東北法人営業支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目十番十七号

五 落札金額

五千六百二十八千四百二十円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

平成十七年七月二十九日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十七年九月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人農楽舎

三 代表者の氏名

根 田 昌 治

四 主たる事務所の所在地

大仙市南外字滝ノ沢四十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は秋田県内の農村で農林業に従事或いは定住・一時滞在を志す中高年を主たる対象に、農村部の地域づくりに伴う農林地・家屋の提供などの調査・研究・啓発・情報提供・支援に関する事業を行い、合わせて行政や様々な機関に対して活動に基づく提案等も行い、人口減少対策や中山間地、遊休地、耕作放棄地対策に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年九月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

小型バックホー 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十一月十四日（月）

(四) 納入場所

秋田県立大学短期大学部

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年九月二十七日（火）から同年十月六日（木）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十月十四日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一

の規定により、公示する。  
平成十七年九月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリー除雪車(二・二メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年九月一日
- (四) 落札者の名称及び住所  
株式会社カワサキマシンステムズ 北東北支店 秋田営業所
- (五) 秋田市川尻大川町一 三十三  
落札金額  
二千七百十一万一千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
ロータリー除雪車(二・六メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年九月一日
- (四) 落札者の名称及び住所  
北日本TCMイワフジ株式会社 秋田支店
- (五) 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 六十二  
落札金額  
四千百四十七万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日
- (三) 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級) 一台

- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年九月一日
- (四) 落札者の名称及び住所  
東北建設機械販売株式会社 秋田支店
- (五) 秋田市川尻町字大川反二百三十三 九十  
落札金額  
二千百五十二万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年九月一日
- (四) 落札者の名称及び住所  
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九 四十八
- (五) 落札金額  
二千二百九万二千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級) 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
平成十七年九月一日
- (四) 落札者の名称及び住所  
コマツ秋田株式会社 秋田市川尻大川町九 四十八

選挙管理委員会告示

- (五) 落札金額  
二千三百八十八万八千五百円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年八月二日

秋選管告示第百六十八号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年九月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

公立角館総合病院

仙北郡角館町岩瀬字上野十八番地

を

公立角館総合病院

仙北市角館町上野十八番地

に

田沢湖町立田沢湖病院

仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一

を

仙北市立田沢湖病院

仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一

に

改める。

別表第二中

町立角館寿楽荘

仙北郡角館町岩瀬字菅沢二十一番地の十五

を

市立角館寿楽荘

仙北市角館町菅沢二十一番地十五

に

特別養護老人ホーム町立かくのだて桜苑

仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番地の一

を

特別養護老人ホームかくのだて桜苑

仙北市角館町菅沢十五番地一

に

田沢湖町特別養護老人ホーム清眺苑

仙北郡田沢湖町生保内字下高野七十二番地の一

を

特別養護老人ホーム清眺苑

仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地一

に

西木村老人保健施設にしき園

仙北郡西木村門屋字屋敷田百番地

を

老人保健施設にしき園

仙北市西木町門屋字屋敷田百番地

に

特別養護老人ホーム清流苑

仙北郡西木村下松木内字松葉二百三十二番地

を

特別養護老人ホーム清流苑

仙北市西木町松木内字松葉二百三十二番地

に

ケアハウスゆつ栗館

仙北郡西木村下松木内字松葉二百三十二番地

を

ケアハウスゆづり栗館

仙北市西木町松木内字松葉 二百三十二番地

に

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者 印 刷 所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)876600  
FAX(082)876600  
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社